原判決を破棄する。 被告人Aを懲役一年に処する。 被告人Bを懲役八月に処する。

被告人C、同D、同E、同F、 同Gをそれぞれ懲役六月に処する。 被 告人七名に対し、本裁判確定の日より三年間右各刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人七名の連帯負担とする。

曲 本件控訴の趣意は、検察官山本清二郎の控訴趣意書記載のとおりであり、これに 対する答弁は弁護人佐伯静治、同芦田浩志、同藤本正、同坂東克彦、同雪入益見、同鹿野琢見、同福田力之助連署の答弁書(第一、第二分冊)、弁護人佐伯静治、同芦田浩志、同尾山宏、同藤本正、同雪入益見、同鹿野琢見、同福田力之助の弁護要 旨各記載のとおりであるから、これを引用する。

これに対し当裁判所は次の四項目に別かつて判断する。 一、 本件同盟罷業は、組合員多数の意思に基き実行されたもので、被告人ら組 合幹部による煽動の余地はないか、また、本件指令第三号等は、組合大会等の決定 をそのまま執行したもので、煽動を問題にする余地はないか。 (四頁以下)

本件指令第三号発出の事実、および被告人らが訴因指摘の如き言動をした 事実があるか、どうか。(十一頁以下) 三、「煽動」の法解釈と、その適用。

(二十七頁以下)

地方公務員法第三七条第六一条第四号は憲法に違反するかどうか。 (三十 八頁以下)

(第一) 本件同盟罷業は、組合員多数の意思に基き実行されたもので、被告人 ら組合幹部による煽動の余地はないか。

また、本件指令第三号等は、組合大会等の決定をそのまま執行したもので、煽動 を問題にする余地はないか、について。

原判決は、「Hの勤務評定反対闘争の経過によると、Hにおいては、第三三回臨 時大会において、勤務評定反対のため、休暇戦術を行使するとの基本方針を決定し、さらに、同年四月三日の第一回定例委員会において、都教委が勤務評定規則を審議可決する日に、休暇戦術を行使することを決定したのであつて、日支部、分会 各役員および同各組合員の多数の者は、勤務評定規則の決定される日に、Hが休暇 闘争、すなわち、同盟罷業を行う決意を有していたことが明らかである。したがつ て、本件同盟罷業は、H組合員の多数の意思に基き実行されたものであつて、単 に、被告人らH幹部の煽動等の結果実行されたものと認めることはできない。ま た、指令第三号も右臨時大会および定例委員会の決定を執行するため、都教委にお いて、勤務評定規則の決定される四月二十三日に本件同盟罷業を行うよう指令した にすぎない」と判示している。

Hにおける大会が、各組合員より直接選出される代議員をもつて構成する組合の 最高議決機関であり、また、各委員会も、組合員より直接選出される委員をもつて 構成する大会に次ぐ議決機関であつてみれば、その大会および委員会において、組合規約に従つて議決したものは、一応Hという集団の意思とみることはできる。ただ、組合員が選出する代議員は、各組合員の意思を代理、代表する権限を有するけ れども、それは組合の正常、適正な運営に関する事項等に関するものであって、法律が違法行為として禁止する争議行為を決定することまで、単に組合員から選出された代議員であるというだけで、当然にこれを代理代表する権限があるかどうか疑 問である。多数の代議員が多数組合員の真の意思を代表し、これを忠実に反映して 大会および委員会の議決がなされて、始めて、大会および委員会の決定は組合員多 数の意思と言い得るのである。

本件休暇闘争が、勤務評定反対阻止のために取り上げられた最初は、昭和三十三 年一月十七日の第十六回定例委員会で採択された、いわゆる春闘方針であるが、 れが地区選出の委員から出た修正動議によったものであることは肯認し得る。このように、日本部の柔軟な、いわゆる「抵抗理論」に基く闘争方針に対し、一部地区 委員の中には、これをなまぬるいとして、「先制攻撃」を主張する強硬な意思を抱 く者がいたことは、これを推認するに難くない。また、「重要段階は大会がこれを く者がいたことは、これを推認するに難くない。また、 決定する」としたのも、休暇戦術の如き重要事項は、組合員多数の支持によつてこ れを決定し、組合幹部だけの独走とならないよう配慮したことも肯けるのである。 第三十三回臨時大会も、被告人ら組合幹部がその意図するところによつて多数決の 形をとつて、一方的にその議決を押し切つたとまで断定することはできない。ただ この全組合員の総意を問うべき組合大会において、全組合員一人一人の意思がどれだけ忠実に反映されたか、をもつと冷静に反省しなければならない。先制攻撃論は単に支部委員のみに限らず、組合員の中にも強硬戦術に対し極めて積極的なものがいたことは明らかである。勤務評定反対阻止のための休暇闘争を訴える組合大、議員が、自分だけ「原案賛成」あるいは「原案賛成の立場」であって、高組合員の総意とか、圧倒的多数の意思と断定することもできない。 I 1 支部代組合員の総意とか、圧倒的多数の意思と断定することは困難だと思うはは、「自分のところは弱い分会で、一斉休暇にもつて行くことは困難だと思うはよい、参加しなければならないと考え、大会では原案に賛成の挙手をした」という趣旨の証言をしているのであつて、この代議員の賛成挙手は下部組合員一人一人の賛成挙手を意味するものでないことは明瞭である。

四月三日の第一回定例委員会において、指令発動の時期と方法に関する事項が定 められ、その中に、「休暇戦術の規模内容の基本」は、第二回定例委員会に提案 し、下部討議に付した上、それより四日後の戦術委員会で、行動規制を含めて決定 すべきこととされたのである。この決定に基いて、同月十一日の定例委員会に 斉休暇の際、各支部、分会幹部および各組合員のとるべき具体的行動を規定した 「行動規制」が提案され、これが、四月十六日の戦術委員会で決定されているので ある。「指令発動の時期と方法に関する事項」そのものは、改めて下部討議に付す る必要のないものであるから、これを定例委員会で決定したことは差支えない。しかし、その決定の中の「休暇戦術の規模、内容の基本」は第二回定例委員会に提案 し、下部討議に付し、それより四日後の戦術委員会で、行動規制を含めて決定すべきことになつているから、十一日の定例委員会には「行動規制」だけでなく、「休 暇戦術の規模、内容の基本」も併せて提案し、この両者を下部討議に付した上、十 六日の戦術委員会において決定しなければならない筈である。弁護人は臨時大会に おいて、休暇闘争の実施が議決されている以上、行動規制などの闘争時における技 術的事項は、必ずしも下部討議に付する実質的必要性はない、と主張するけれど も、「休暇戦術の規模、内容の基本」というような休暇闘争についての重要な基本 事項は、予め組合員一人一人に討議させ各自のとるべき態度についてもつと冷静に 検討する機会を与えなければならない筈である。弁護人は、また、四月三日から四 月十一日までの間に各支部、分会においてなされた討議の情況を縷述し、また、I 1支部において四月四日の支部委員会、六日の支部執行委員会、八日、九日両日の 支部委員会で、討議検討された中央委員会の決定は、明らかに「指令発動の時期と 方法に関する」定例委員会の決定である、と主張するのであるが、下部討議に付す がある。 がき「休暇戦術の規模、内容の基本」と「行動規制」は、四月十一日の第二回定例 委員会に提案されたものであるから、その後四月十六日までの間に下部討議に付さ れなければならないのであつて、四月三日から同月十一日までの間に討議されたも のや、四月四日から九日までの間に検討されたものは、右下部討議に付すべき議案 でないことは明らかである。

組合員の総意を問うべき組合大会や各委員会が先制攻撃の強硬論者によつて指導権を奪われたものであり、下部討議に付すべき議案も、ただ形だけの筋書に過ぎないために、本件指令第三号の発出されるようになつても、なおこの指令に従うべきか否か、去就に迷い、その土壇場に追いつめられて、態度決定を迫られた、なお相当数の組合員、分会が存在したのである。

右の如く、本件指令第三号が発出されるに至つてもなおその態度が決定せず逡巡する分会、組合員が少くないとして、検察官は、中央区立J1小学校以下三十数校の実情を指摘し、これに対し、弁護人は、これらの分会は当該支部の中でも、最も低調な、組合員意識の薄いところであつて、H全体からみれば極めて少数にすぎないと反論するのである。

勿論、原審が取り調べた証拠によれば、組合役員はもとより、各組合員中にも、相当多数のものが、勤務評定制度に強く反対し、これを阻止するためには休暇闘争以外に方法がないとして、本件同盟罷業に同調していた事実は否定し得ない。 しかしながら、その同盟罷業に同調した組合員が圧倒的多数であって、指令第三

しかしながら、その同盟罷業に同調した組合員が圧倒的多数であって、指令第三号発出当時その態度が未定であったり、これに消極的なものが、極めて一部少数にすぎなかったか、その同調者と反対者ないし未定なものとの比率が、全組合員に対して、それぞれどのようなものであったか、その的確な数字を把握することは困難である。ただ、仮に組合大会の議決や、H内部における勤評反対の全般的動向から推して、組合員中相当多数のものが、本件同盟罷業に同調していたと前提して、果

して被告人ら幹部のものによる煽動の余地がない、と言えるか。

煽動は違法行為実行の決意を生ぜしめ、または、すでに生じている決意を助長するような勢いのある刺戟を与える所為と解されている決意を助長するために生ぜしめる場合に限らず、すでに生じている決意を助長するためにも行ってある。また、その決意を生ぜしめ、果してその決意を生ぜしめ、または助長する刺戟を与える助長さるがそのである。本件指令第三号および被告人らの訴因指摘の言動が、といるはいるとを決意したものである。本件指令第三号および被告しめ、また、既に対してさらにその決意を助長せしめるよらに考がに表が表が表が表がである。果して本決意を生ぜしめたかどうか、その結果各組合員が本件同盟であるまた、右決意を助長せしめたかどうか、その結果各組合員が本件同盟である。ましたものであるかどうかは、煽動罪の成否には関係がないのである。

原判決は本件同盟罷業は組合員多数の意思により実行されたもので、被告人らの 煽動行為の結果実行されたものでないから、煽動罪は成立しないとしているのは、 被告人らの煽動行為によつて組合員が本件同盟罷業参加実行を決意しまたはこれを 助長され、その結果右実行がなされたものでなければ、煽動行為は成立しないとい うものであつて、煽動行為の法解釈を誤つたものと言わなければならない。

以上によつて明らかなごとく煽動行為は、違法行為実行の決意を新たに生ぜしめ、または、既に生じている決意を助長するような、勢いある刺戟を与えることによつて成立するのであつて、これによつて現実に被煽動者がその違法行為の実行を決意しなくても、また助長する結果を生じなくても煽動罪の成否には消長がないのである。

弁護人は、J1小学校、J2小学校、J3小学校、J4小学校、J5小学校、J6中学校等につき、これらの各分会においては、本件指令第三号の発出をまたず、既に各組合員は同盟罷業に参加しないことを決意しており、または、参加するというものと、参加しないという者と賛否両論に分れ、結局各自の自由意思によつて決定することにしており、指令第三号は、組合員をして、その態度を決定させるについて、積極にも消極にも作用していない、と主張するけれども、仮に指令第三号がある組合員に対しては本件同盟罷業実行の決意を生ぜしめ得なかつたとしても、それだけでは煽動罪の成立を妨げるものではない。

次に、原判決は、指令第三号は、第三三回臨時大会および定例委員会の決定を執行するため、都教委において勤務評定規則の決定される四月二十三日に、本件同盟罷業を行うよう指令したに過ぎず、特に刺戟的な内容を含むものとは認められない、として、これも被告人らを無罪とする理由としているのである。

第三三回臨時大会において、「最悪段階には休暇戦術を行使する。指令権は、戦術委員会に一任する」等の議決がなされ、四月三日第一回定例委員会において、「指令発動の時期と方法に関する事項」が可決され、その中で、「最悪段階」とは「勤務評定規則を都教委が決定する日」とし、指令発動はその二日前あるいは、そ

の規則制定を強行するという情報を確認した日、にすべきことを定め、指令発動は戦術会議を開催して行うことにしているから、四月二十三日都教委が規則案を上程 することが確認されたので、二日前の四月二十一日戦術委員会を開いて、被各人A 名義の本件指令第三号をもつて、各支部長、組会員に対し、本件同盟罷業の実行を 指令したことは、第三三回臨時大会および第一回定例委員会における決定の執行としてなしたものであることは明らかである。

検察官は、臨時大会の決定の内容は、「最悪段階に休暇戦術を行使する。指令権は戦術委員会に一任する」というものに過ぎず、「最悪段階に突入したかどうかの判断や、休暇戦術の内容など、その決定は被告人らの裁量に委ねられ、そこに被告しての創金が変から行いており、 人らの創意が多分に働いており、単なる決定事項の伝達、実施に過ぎないものとは いえず、被告人らの積極的な煽動行為を問題にする余地が存していると論述し、弁 護人は、指令第三号は大会および委員会などの正当な機関の議決によるものであ り、それに反し、あるいは委ねられた権限を逸脱するものでない限り、決定の執行 に外ならず、組合員の感情に訴えるものでもなく、中正な判断を失わしめることにもならないと反駁するもので、原判決の考え方とほぼ軌を一つにするものである。 第一回の定例委員会の決定の中で最悪段階とは勤務評定規則を都教委が決定する

日と定めたから、右規則案上程の確認された四月二十三日を、本件同盟罷業決行の 日とすることは右委員会の決定によつて定まり、また休暇戦術の規模内容の基本 も、第二回定例委員会に提案されて戦術委員会で決定されているから、本件同盟罷 業の内容も委員会によって決定されたことになり、この点について被告人らの裁量 や創意が働く余地はないとも言える。すなわち、大会、委員会の決定に基き、その 与えられた権限の範囲内において指令第三号を発動したもので、右決定の執行とし てなしたものであることは否定し得ない。しかしながら、これを更に本質的にみれ ば、第十六回定例委員会において休假闘争を含む実力行使を決定した春季闘争方針 を起点として、第三三回臨時大会およびこれに次ぐ数次の中央委員会の決定は、す べて、本件指令第三号発動の予備的準備手続に過ぎないのである。この指令発動を 最も時宜に適した、最も権威あるものとし、指令を発動したからには、一人の落伍 最も時点に過じた、最も権威のるものとし、指すを発動したからには、一人の溶血者もなく、同盟罷業を実効あるものとして遂行するために、第三三回臨時大会において組合員のいわゆる「総意」を獲得し綿密周到な各委員会決定を重ねてきたものである。殊に大会の議決により組合員多数の同盟罷業への熱意を証明することは、指令を最も権威あるものとし、組合員に対する至上命令とするに極めて有意義であったことは在成功をした。 盟罷業に参加を決意した者に対しては、更に一層の勇気を与え、その意気を高揚 し、これに反対するもの、あるいは、去就に迷う組合員に対しては、その決断を促 すに極めて有効なものであつて、煽動行為の成立する余地は十分に存在するのであ る。原判決が、本件指令第三号は、大会および委員会の決定をそのまま執行したものに過ぎず、煽動罪を論ずる余地がないとして、これを無罪の理由としたことは、本件事案に対する本質的判断を誤り、法令の解釈適用に過誤を犯したものと言わな ければならない。

以上原判決が、本件同盟罷業は、組合員多数の意思に基き実行されたもので、被 告人ら組合幹部による煽動の余地はないとし、また、本件指令第三号等は組合大会 等の決定をそのまま執行したものであつて、煽動に当らないとしたことは、事実誤認ないし法令の解釈適用を誤つたものと言わなければならない。

(第二) 本件指令第三号発出の事実、および被告人らが訴因摘示の如き言動をした事実があるかどうか、について、 (一) 指令第三号の発出と、その趣旨の伝達、 四月二十一日夜日本部において、戦術委員会が開催され、そこで指令第三号が決

定され、被告人A、同Bの両名が他の組合幹部と共謀して、組合支部、分会役員に 対し指令第三号を配布し、分会役員を介して約三万名の組合員に、右指令の趣旨を

対し相下第二号を配可し、カム区員で用して制一カロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロの個日景に、コロロのできる。 (二) その他の被告人の訴因摘示の各言動について、 (1) まず、被告人C、同D、同E、同F、同Gの言動がなされた時期、場所 およびその経緯をみるのに、四月二十一日夜、被告人Cは、練馬区立J7小学校に およびその経緯をみるのに、四月二十一日夜、被告人Cは、練馬区立J7小学校に おいて開催されたI2支部の拡大闘争委員会に、被告人Eは、文京区J8学園にお いて開催されたI3支部の分闘長会議に、被告人Fは、K会館において開催された I 4 支部緊急委員会に、被告人Gは、品川区立J9小学校において開催されたI5支部の緊急分闘長会議に、それぞれ指令第三号を携えて出席し、そこに参集した当 該支部所属の支部、分会役員に右指令を配布し、その頃各分会役員を介して、組合

員である小中学校教職員に右指令の趣旨を伝達し、被告人Dは、被告人Cよりやや遅れて、右I2支部の拡大闘争委員会に出席し、翌二十二日被告人Cは練馬区立J 10中学校に、被告人Gは、品川区内L公園においてそれぞれ開催された勤務評 定、修身復活反対要求貫徹大会に各出席したのであるが、右四月二十一日開催され た各支部の緊急分闘長会議、あるいは、拡大闘争委員会等の支部委員会は、四月十 六日H本部の戦術委員会において決定された前記行動規制の中で定められたもので ある。すなわち、右行動規制には「一斉休暇の前前日には、各支部は緊急執行委員 会、分闘長会議を開催し、"指令の確認"各分会の態勢の確認を行らこと」と定め られているので、これを実行するために開催されたものである。また、翌二十二日 られているので、これを実行するために開催されたものである。また、 の勤務評定、修身科復活反対要求貫徹大会は四月十六日、M指令第九号に基き発せ られた指令第一号の趣旨を実行するために開かれたものである。すなわち、前者は本件同盟罷業決行の前前日すなわち四月二十一日、各支部毎に、支部、分会の役員 をもつて構成する緊急委員会、分闘長会議等を開催して、その席上指令第三号を確認させると同時に、各分会がどのような態勢にあるか、その情勢を確認し、各分会役員を通して指令第三号の趣旨貫徹を計つたものであり、翌二十二日は、午後三時より全組合員参加の支部集会として「要求貫徹大会」を開催し、直接各組合員に対 し、翌二十三日の一斉休暇闘争には全員参加するよう呼びかけることを意図したも のであることは明瞭である。

そこで、右各会合に際し、以上被告人らのなした言動について検討するのに、

まず、四月二十一日の支部委員会について、

被告人Cが「措置要求大会に、全員参加することができるよう、みなも 協力していただきたい」といい、

- 被告人口が他の支部の情勢についての質問に答え、「I6支部ほか一部 (2) は全員足並みを揃えて参加することに決定している。H本部の決定に従つて全員が まとまつて闘争に入るべきだ」といい、
- 被告人Gが、Hから指令が出たら、来る二十三日には一斉休暇をとつて (3) 大会に参加されたいといい、

二、 四月二十二日の支部集会において、 被告人Cが「みな結束して、明日の措置要求大会に参加しよう」といつたことは、記録上明瞭であり、原判決もその事実認定において肯認するところである。し かし、原判決は、

- 決は、 一、 四月二十一日の支部委員会において、 被告人Cが「一斉休暇に対して、地方公務員法違反により、弾圧や首切 (1) りがあつた場合、その責任はH本部が負うことになつているから、組合を信頼して 指令に従つて一緒に行動してもらいたい」と述べ、
- 被告人Eが「これは地方公務員法第四十六条に基く行政措置であつて合 法的なものであるから、各分会ともこの指令に従つて足並みを揃えてもらいたい」 と述べ、
- (3) 被告人Fが「団体交渉は決裂して指令が発出された。これは地方公務員 法第四十六条に基く合法的なものであるから、各分会員にこの指令を伝え、全員闘 争に参加されたい」と述べ、 二、四月二十二日の支部集会において

 - (1)被告人Cが指令第三号を朗読したこと
- 被告人Gが「全組合員一致結束して右闘争に突入されたい」と言つたこ (2)

は、いずれもこれを認むるに足る証拠がないと認定しているので、この点につい て記録を検討して判断する。

まず、右被告人Cの言動についてはN1、被告人Eについては、N2、被告人F については、N3、およびN4、被告人Gについては、N5、N6およびN7が、 それぞれ検察官の取調べに当つて参考人として各被告人の右言動を裏づける供述を しているのである。しかるに同人らは原審公判廷において証人としてこの点につい て明確な証言をなさず、あるいはその検察官に対する供述の趣旨を否定したため、原判決は、その公判廷における証言を採用し、検察官に対する供述調書の記載を事 実認定の資料とすることを斥けたのである。よつてこの点について順次検討する。 (イ) まず、N1について、原判決は同人は検察官に対しては、「I2支部拡

大闘争委員会の席上被告人Cが最初に立つて指令第三号を読みあげ、帰りに入口の ところで封筒に入つた指令書を受けとつた」と供述しているが、原審が取り調べた 他の証拠によれば、右指令を朗読したのは同被告人でなく〇副支部長であり、指令 第三号は同委員会の席上、分会委員らに配布されたことが認められ、このように事 実に相違するN1の検察官に対する供述は、被告人Cの右委員会における発言に関する部分も、措信し得ないとしているのである。なるほどN1の検察官に対する供述調書を仔細に検討すると、右委員会は同日午後四時三十分頃より開かれこれを開る分会の情勢報告がされた後、午後八時頃被告人Cが指令第三号をもつて、教育にない。N1の供述には「この会合ではC委員長が最初に立つ、勤務は同日年後の情勢報告がされた後、「この会合ではC委員長が最初に立て、勤務は一次の措置要求で四月二十三日午前八時から集会を開くから、それに全組合人Cが評したの指令を読み上げた如くない。本な供述をなし、は「委員会のP先にのようにというHの指令を読み上げた如くの場ではない。はは原本とははのであるのP先にはいる会における会において証人とのがあるのところがある。N1は原審において証人とのが明にははないのである。以上においてのを受けたのではないがでは、検事よりはでのの日にはいるのである。したがつて右委員会における会議の進行状況、その時間にはいてのの時期、場所等の具体的事実について、とは容易にこれを推察し得るのである。場所等の具体がをしたであろうことは容易にこれを推察し得るのである。

(ロ) 次に、N2の検察官に対する供述調書につき、原判決は、N2の原審公判廷における証言によれば、N2の検察官に対する供述の趣旨は、指令第三号を朗読し、これについての説明をしたのが、被告人Eであつたか、あるいはその他の者であつたか不明であるというもの、であることが明らかであり、右供述調書の記載自体も指令第三号を朗読し、右説明をしたのが同被告人であつたと断定していないのであるから、同供述調書のみによつて、被告人Eの公訴事実指摘のような発言の事実を認めることはできない。としているのである

事実を認めることはできない、としているのである。 とは原審において証人として、四月二十日の分闘長会議当時はは とは原審において証人として、四月二十日の分闘長会議当時はは とは原審において証人として、四月二十日の分闘長会議当時で を知ったのは頭では、一日の分闘長会議が、名前は四月六いのより、のは四月六いのでが、のは四月六いののでが、のがでで、一日の分闘長会議でで の名前とのでが、四月二十からのでが、に知ってとをしているのでが、のようにでが、のようにでが、のはででのでで、でで、このにでをでのでで、でで、このにでで、このにででは、というでは、はいるで、で、このには、はいるで、で、はいるには、は、自分とのでは、は、自分としては非常に不満であった、という地である。

指令第三号を朗読した者がE委員長であつたかどうか分らないという趣旨で調書記載の申立をしたのに、単に断定的な表現を避けて「E委員長と思います」という言い廻しに表示したとすれば、それは、供述者の真意に添わなかつたといい得るで

あろう。しかしながら、N 2の検察官面前調書には、右指令第三号の朗読に続いて「被告人E委員長が、これは地方公務員法第四六条に基く行政措置要求であつて、合法的なものであるから、各分会共、この指令に基いて、全員が四月二十三日一斉休暇闘争に参加するよう足並みを揃えて貰い度い、という意味の話をした」といら趣旨の供述記載がある。この指令第三号が合法的であることの説明と、これに基いて四月二十三日の一斉休暇闘争に全員参加するよう要請をした者が、被告人E委員長であつたか、外の誰かであつたか不明である、という趣旨で調書記載の訂正を申立てたのに、それを「E委員長と思います」と表示したものであれば、同調書の正確性を疑わざるを得ない。

日弁解はEの名前も語というない。 一日の名前も調査会議の際隣には、いうないである。 一日の分闘長会議の際隣官に対する。 1 との名前後二世である。 1 との名前後二世である。 1 との名前後二世である。 1 との分闘長会議の際隣官に対したのは、 1 との先生である。 1 との先生でもしたがである。 1 との先生でもしたがである。 1 との告したがである。 1 との告したがである。 1 との告したがである。 1 との情報をかけた人を第三号を関がある。 1 との情報をからいますがである。 1 との情報をからいますがである。 1 との情報をいる。 1 との情報をはいる。 1 との情報をいる。 1 としての情報をいる。 1 としている。 1 としている。

以上の如く原審証人N2の前記摘出の証言は到底これを措信することができない。原判決がたやすく右証言をとつて、N2の前記検察官に対する供述調書によつては、被告人Eの訴因摘示の発言事実を認定し得ないとしたのは、採証を誤り事実を誤認したものと言わなければならない。

して、「参加してくれということは、支部の幹部の方だろうと思うのですけれども 言われた記憶はあるが、初めから委員長、書記長の顔を知らなかつたから判然しな い」趣旨の証言をしているのである。

原判決は、N4の検察官面前調書によつても、指令を朗読し、指令に基いて休暇闘争をして貰いたい、という説明をしたのが、委員長であつたか、書記長であつたが判然とした記憶がなく、寧ろ書記長だつたと思うというものであり、N3は公判廷において「北区に勤務するようになつてから一年位しか、たつておらず、組合運動に関心がなかつたので、同委員会に出席した当時F被告人の顔も名前も知らなかつた」と証言しており、この証言を信用することができないもの、として排斥する合理的根拠がないから、N3の検察官に対する供述調書によつても、被告人Fの公訴訴因摘示のような発言の事実を認めることができないと判示しているのである。

しかし、N3を取り調べた検察官Qは、原審において、証人として、N3の供述 調書は同人が述べたことをそのまま事務官に書き取らせ、読み聞けの際「一斉休暇闘争」のように書かれていた点を「措置要求大会」と訂正の申立があつて一部訂正したがその他すべて同人の供述したとおりを記載したものである旨証言し、N3が その取調べに当つて検察官の誘導や押しつけがましい取調べ方法によつてその意に 反し真実に符合しない供述をしたり、またその供述を録取するに当つて、供述の真 意を歪曲するような作為が行なわれたと疑われる節は全く存在しないのである。N るが公判廷で証言するように、「交渉経過の報告」をした人と、「措置要求大会の話」をした人が、同一人であつたかどうか判然せず、その発言をしたのが「役員の中誰であつたか記憶がなく」「被告人Fの名前も顔も知らなかつた」者が、どうして、検察官の取調べの際「I4支部のF支部長が得から帰ってきて」以下先に摘用 したような極めて具体的にして明確な供述をなし得たか。この点についてN3は原 審証人として自分はF支部長の名前も顔も知らなかつたのであるから検察官に対し Fの名前を言つたことはない。それが自分の調書に出ているのは不思議に思うのだ がそれは検察官の推測で書いたと思う。調書読み聞けの時もFの名前が書かれてい たが重要なのは一斉休暇闘争か行政措置要求かという点なので、その点だけ訂正し て貰い、自分の言わないFの名前の書いてある点は面倒くさいので訂正の申立てを しなかつたという趣旨の証言をしているのである。相被告人Gは、この証言に対し、「これはF支部長にとつて極めて重大なことで、義憤を感ずる」と述べている が、正に「面倒くさい」だけで、検察官の作為的な不実の記載と知りながら、その 訂正削除を要求しなかつたとするならば、その無責任を看過するこはできないであ ろう。原判決は、証人N3の「F被告の名前も顔も知らなかつた」という公判廷の 証言を信用することができないとして、排斥する合理的根拠がない、というのであるが、検察官の作為に基く調書の不実記載を「面倒くさいから」看過した、という

先にも指摘したとおり、四月二十一日各支部毎に開催された緊急委員会は、「行動規制」の中で定められた「指令の確認」と同時に、この指令に対して各分会がどのような態勢にあるか、その情勢を確認して、各分会役員を通して、指令第三号の趣旨貫徹を計るために開かれたものである。被告人C、同E、同F、同Gはそれぞれ所属支部の最高責任者として、本件指令第三号を決定した本部戦術委員会終了

(二) 次に、被告人Gの二十二日開催された勤務評定、修身科復活反対要求貫徹大会における言動については、N5、N6、およびN7の各検察官に対する供述調書の記載によれば、同被告人が「全組合員が一致して翌二十三日予定の一斉休暇闘争に参加されたい」趣旨の呼びかけをした事実を認めることができるのである。

闘争に参加されたい」趣旨の呼びかけをした事実を認めることができるのである。 しかるに原判決は、原審証人Sの証言等を根拠にして、「同大会における被告人 Gの挨拶は、都教育庁との団体交渉の経過、勤務評定反対闘争の経過に若干触れ、 同大会に参加した他の労働組合員への感謝を述べたもので、翌日の措置要求大会に 全組合員が一致して参加され度い」趣旨の発言をした事実は認められないとし、

「前記N5、N6、N7らが検察官に対し、被告人Gが前記闘争参加を組合員によびかけた趣旨の供述をしたのは、同大会が勤務評定反対闘争の一環として開催されたもので、参加者が千名以上にものぼつていたため、被告人Gが来賓や他の労働組合員に対し謝意を述べる趣旨で発言したことを、これを聞く方の組合員として、本件休暇闘争に参加するようにとの激励の趣旨と誤解し、その旨検察官に供述したものと解することも、あながち不自然ではない、として、右三名の検察官に対する供述調書を排斥しているのである。

そこで右三名の原審公判延における証人としての供述を検討するのに、まず、証人N5は、その検察官調書によれば、二十四のL公園における被告人Gの基子である。みんであすのいて「今回の勤評闘争は教育を守る上での重要な闘争である。みんであすのが、を言ったよう」と言ったと供述し、その時の被告人Gの話の態度等見おいる「気負ったような言い方で、左右に始終顔を動かしながあるが、これに答えて、「首を左右に振られたということはいるとして重ねて質問され、これに答えて、「首を左右に振られたということはではして重ねて質問され、これに答えて、「首を左右に振られたというにといるとして重ねて質問され、これに答えて、「首を左右に振られたというにといるはにという」と正言しているのでありた。前され、「いろいろな言葉のうち、何か一要素だけを盛り上げて自分が供述したようになっているけれども、それが全部ではなく、それを非常に極言したわけである。調書はエキスだけ取り上げているように思う」趣旨の証言をしているのである。

すなわち、自分としては二十三日の闘争参加激励の点だけを特に強調したわけでないというのであつて、来賓に対する感謝の挨拶を、闘争参加への激励と勘違いして述べたと窺われる節は全く存在しないのである。

また証人N6は、息子が競技会に出るというので、その方へ早くゆきたいと思い、調書読み聞けのときも、陸上の方に気持ちがいつていて碌に聞きもせず署名した、といい、L公園における被告Gの発言として証人が検事に述べていることは、「自分としてはわからないといつたのを、検事の方で分闘長としてわからない筈がないだろう、ああだつたろう、こうじやなかつたかと言われ、そうだつたでしよが、そうかも知れないと答えた」ものだと証言しているのである。すなわち証人N6の場合は検察官に対する供述はその誘導により、検事の言うとおりこれを鵜呑みに肯定しただけで、言わば検事の作文にすぎないというものであつて、これも来賓に対する感謝の挨拶を、翌二十三日の闘争参加への激励の発言と勘違いして、検察

官に供述したというものではない。検察官瓜島喜一郎は原審証人としてN6を取り調べたときの状況を詳細に証言し、誘導とか押しつけがましい取調べは微塵も存在しなかつたことを明らかにしている。

以上、N5、N6、N7の各検察官に対する供述調書の真実性を否定することはできない。

これを排斥して、被告人Gの訴因摘示の発言の事実を証明し得ないとした原判決は明らかに、証拠の価値判断を誤つて事実を誤認したものと言わなければならない。

以上四月二十一日の支部委員会において、被告人C、同E、同Fが、それぞれ当該支部最高責任者として傘下分会役員等に対し、一斉休暇闘争に対して、地方公務員法違反により弾圧のあつた場合は、その責任はH本部が負うことになつているから、組合を信頼して、指令に従つて一緒に行動してもらい度い趣旨や、本件、一斉休暇闘争は地方公務員法第四六条に基く行政措置要求であつて、合法的なものであること、各分会ともこの指令に従つて闘争に参加されたい趣旨の発言をし、また翌二十二日の支部集会において被告人Gが、参集の組合員に対し、全組合員が一致して闘争に参加され度い趣旨を呼びかけた事実は明瞭であつて、右言動を認め得ないとした原判決は事実誤認の非を犯したものと言わなければならない。

そして被告人Bが右J1小学校において「都教育庁との団体交渉は決裂し、組合としては二十三日に措置要求大会のため一斉休暇闘争を実行することになつた。組合としての足並みは必ずしも揃つていないが、全組合員が足並みを揃えて闘争に参加してもらいたい、」という趣旨の発言をした事実は原判決も肯認するとおり対応証拠によりこれを認定することができる。ただ同被告人がJ13小学校において「一斉休暇闘争には全組合員の結束を乱さず一致して参加してもらいたい旨申向け

た、という公訴訴因に指摘の同被告人の言動について、原判決はこれを認める証拠がない、とした。

がない、とした。 なるほど、原審が取調べた証拠の中に、右公訴訴因に摘示する被告人Bの発言を そのまま裏付ける直接の証拠は存在しない。しかし原審で取調べた証人U、同V、 同W等の証言を綜合すれば、被告人が勤務評定反対の理由を説明し、教育を守つて ゆくためには、一斉休暇をやらなければならない趣旨を説き、同被告人が「このよ うに学校を訪問しているだけで、公務員法違反の嫌疑をかけられるかも知れない」 趣旨などを述べた事実は肯認し得るのである。

一、「煽動」の法解訳とその適用について。 被告人らの各所為が、地方公務員法第六一条第四号の「あおり」に該当するか否かについて考察する。「あおり」すなわち「煽動」は、特定の行為を実行する決定を生ぜしめるような、または、すでに生じている決意を助長させるような、勢いのを生ぜしめるような、または、すでに生じている決意を助長させるような、勢いのの方に体明闘争を実行させる目が、日組合員を大きなの所為、言動が、日組合員を本して問題罷業を実行させる目的をもつてなされたものであることはいるを生じらかである。被告人らの所為言動が組合員をして右同盟罷業を実行する決意を生ぜしめるような、または、すでに生じているその決意を助長させるような勢いのあるような、または、すでに生じているその決意をある行為に該当するか否かを判断しなければならない。

原判決および弁護人の所論、また、弁護人がその主張を裏づける資料として指摘する下級裁判所の裁判例は、この「勢いのある刺戟」という字句を切り離して「それは感情に訴える方法により、その興奮、高揚を惹起させることであるとし、」それがために「文書または言動は激越なものでなければならない」としている。

そして本件指令第三号その他被告人らのいづれの言動も、H組合員の感情に訴え、これを興奮、高揚させる程、それ程激越なものでないから、煽動行為に該らない、とするものである。しかし煽動は、違法行為〈要旨第一〉実行の決意を生ぜしめるような、またはすでに生じているその決意を助長させるような勢いのある刺戟、換〈/要旨第一〉言すれば違法行為を実行する決意を生ぜしめ、あるいは、すでに生じている決意をさらに助長する可能性、危険性のある勢いある刺戟である。被煽動者の違法行為実行の決意に影響力ある刺戟を与えることである。

"刺戟"であるから、勿論感情に作用することは言うまでもないけれども、ただっているのであるから、勿論感情に作用することは言うまでもないけれども、ただっているのであるから、勿論感情に作用することは言うまでもないけれども、ただっている。

"刺戟"であるから、勿論感情に作用することは言うまでもないけれども、ただ感情を高ぶらせ、かき立てることではない。意思決定に必要な刺戟であるから、同時に、意思作用を動かす刺戟である。違法行為実行の決意に影響力ある刺戟であるから、むしろ、その意思作用を動かす面の強い刺戟である。

地方公務員法第六一条第四号は、同盟罷業等、法律をもつて禁止された違法行為を遂行することの共謀と「そそのかし」および「あおり」または、それらの行為を企てることを処罰の対象としているのである。それは、これらの行為がすべて、違法行為の実行の直接原動力となり、また、これを誘発する影響力、危険性のある行為であるからに外ならない。今その犯罪類型の近似する「そそのかし」行為と「あ

原判決および弁護人の所論、これに採用の下級裁判所の考え方は、組合の最高議決機関によつてすでに同盟罷業の基本方針が決定され、組合員多数の支持を得て正当な組合委員会の手続きを終つて発出される同盟罷業を組合員に対し拘束力を指令は、組合員がこれに服従するのが当然であつて、それは「組織の基礎となってもは、組合員がこれに服従するのが当然であって、その内容が組合員の感情に対し拘束力を有るのはこの「団体の規律」によるものであって、その内容が組合員の感情に訴訟を興奮、高揚させるような激越なもの、すなわち、煽動に該当する文書によるものではない。「もし組合員の自主性のない幹部独裁の組合であつて、その指令の内容や告知方法にも刺戟的要素を多分に必要とし、これによるもば、その指令の内容や告知方法にも刺戟的要素を多分に必要がなかったものじめて拘束力を獲得するであろうが本件においては全くその必要がなかったものよいう。

ある」という。 なるほど、組合員多数がすでに同盟罷業を決意している場合は、それが少数であってなお多くの組合員をして、その反対を押し切つて同盟罷業に同調させる場合に比較して、これを命ずる指令、その告知方法において、高度の刺戟的要素を必要としないことは言うまでもない。それは恰も、すでに供米拒否のムードが盛り上つた農民に対し、すでに税金滞納の気運の醸成されている市民に対し、その実行を煽動する場合にも類似して、最早激越な言動をもつてその感情をかき立てる必要がないだけである。

また、指令第三号の内容殊にその前文の文言について、「突如無暴にも一方的に 交渉を打ち切つた」とか、それは「未だ前例のない不誠意な態度というべきだ、」 というような字句が含まれている点について、検察官は、これは「相手方を厳しくひ謗し、組合員大衆に、相手方に対する敵意と怒りとをかき立てるような激烈な文言」である、と指摘し、弁護人は、本件勤務評定反対のための組合側と都教委間の交渉経過を縷述して、事実 X 教育長のやり方は無暴であり、都教委の態度は未だ前例のない不誠意なものであることを指摘し、右指令第三号の前文は、この事実を事実として掲げ、相手方の不当な態度に当然の抗議をするため、その事実を説明し評価を加えたもので、その記載は指令として当然の表現である、と主張し、原判決もまた、本件指令第三号の内容には特に刺戟的なものは含まれない、としてこれを無罪の理由としている。

罪の理由としている。 なるほど指令第三号の文言を仔細に吟味しても、それが特に組合員の感情を興奮、高揚させるような激越な言辞を用いたものとは認められない。しかしながらそれは事実を事実として記載し、組合として当然なすべき正当な抗議とその抗議を理由づける正当な評価を掲げたものであるにしても、その「組合意識の下における正当な抗議、」「正当な評価」こそ、ますます組合員の抗議意識を高揚し、その違法行為実行の決意を助長せしめるものである。違法行為実行に対する自信を強め、その意気を高揚させるものである。未だ同盟罷業の遂行に逡巡する者あるいはこれる。全組合員に対しても、その決断、再考を促す大なる刺戟力となるものである。全組合員に対しその意思作用を動かす強力な刺戟を与えるものであることは明らかである。

右抗議の正当性、評価の正当性が、組合員の認識と合致するものであるということは、少しもその煽動性を阻却するものではない。指令第三号にM指令第十二号を添付したことについても、ほぼ同一のことが言えるのである。勤評闘争が、Mの全国統一行動として闘われてきたものであれば、M委員長の指令によつて本件指令第三号が発出された形をとること、「組織関係の正しい」方式であろう。物にこれを「不当に権威づけた、」と非難することも当らないかも知れない。その意図すると「不当に権威づけた、」と非難することも当らないかも知れない。その意図すると、指令第三号の権威の高められることは否定し得ない。それによつて組合員という違法行為の実行についての意思決定に大きな刺戟を与えること云うを俟たないのである。

の共謀の外慫慂、煽動およびこれらの諸行為を企てる行為等違法行為を誘発、助長する虞れのある一切の行為を処罰することによつて、これを禁遏せんとしているのである。被告人ら日幹部が本件同盟罷業実行について、その中核となつて行動した所為のうち、本件指令第三号発出と、この指令に基いて三万の組合員を一斉休暇闘争に動員するためにとつた行動は、各組合員に対し、す闘争に参加の決意をなさしめ、これを助長する上に強力な刺戟を与えたものとして、煽動罪をもつて問擬右べきことは当然である。指令第三号発出までの諸々の決定が、組合の「民主的運営」によってなされたということは、右犯罪の成否に消長をおよぼすものではない。

被告人A、同Bの指令の配布、その趣旨の伝達の所為、被告人C、同E、同F 同Gの支部最高責任者として、支部委員会、拡大闘争委員会、分闘長会議あるいは 支部集会等においてなした指令の伝達あるいはこれに伴う発言、被告人B、同Dの 本部役員として支部委員会あるいは特定小学校においてなした発言は、すべて指令 第三号をもつて、H傘下約三万名の組合員を、四月二一三日午前八時を期して、一 斉休暇闘争に動員するためにとつた行動である。このうち被告人BのJ1小学校およびJ13小学校における行動について、本件公訴訴因は、他の被告人およびH役員との共謀の犯行として摘示していないけれども、法律構成としてこれを単独犯行 とみるか、共同犯行とみるかは別として、叙上各被告人らのすべての行動は、「指 令第三号による同盟罷業への動員」という一連不可分の所為であることを忘れては ならない。原判決および弁護人らは、兎角本件各被告人の個々の場所における個々 の言動の一部分だけを切り離して、それが煽動行為に該当するかどうかを判断しよ うとする傾きがあるのである。殊に被告人BのJ13小学校における発言を、それ だけ引き離して、判断することは正鵠を失するのである。I 1支部ではその立遅れを何とか取り戻して、少しでもその面目を保とうと考えて、態々本部から被告人Bの出馬を煩わしたが、その四月二十一日夜の拡大闘争委員会にさえ、不参加の分会 があつたので、このような脱落の色濃厚な分会に最後の説得を試みて、その脱落を 喰い止めるために、再び本部副委員長という地位にある被告人Bを煩わし、І1支 部役員では自信のないところを、同被告人の力で補つたものである。四月二十三日 の一斉休暇闘争を翌日に控えて、ギリギリのいわば最後の土壇場におけるこの被告 人Bの訪問は、それ自体訪問を受けた学校における組合員にとつて大きな刺戟となったのである。被告人Bの人となりから考えても、同被告人が声を大にして語調を強め組合員の感情をかき立てるようなアジ演説をしたと思われない。殊にJ13小 学校においては一斉休暇闘争を実施しなければならない理由を説明した程度で、特 に他の場合のように、明らさまに「一斉休暇闘争に参加せよ」とか、「して貰い度 い」という発言はしていないのであるが、被告人Bが同小学校を訪問した経緯から 考察して、同被告人の同校訪問その発言は、本件同盟罷業に組合員を動員するた

た、支部最高責任者として、当然なすべき説明であろう。これによつて分会役員の感情が興奮するとも考えられない。しかし、本件一斉休暇闘争を二日後に控えた四月二十一日夜の各支部における緊急委員会、拡大闘争委員会、分闘長会議は、はのて、指令を支部分会の役員に手渡し、現実にこれを発動する重要な会合である。また翌二十二日午後三時を期して開かれた全組合員よりなる支部集会は、一斉休郎闘争を翌日に控え、全組合員に直接「明日への参加」を呼びかけるための大会である。これらの分会、集会において、指令第三号を前にした支部最高責任者の発言、指令に従つて闘争に参加すべきことの要請は、指令第三号と相俟つて組合員をして、行政の決意を助長し、あるいは未だ去就に迷う者、消極の立場にある者に対して、その態度意思決定をきめる上に大なる影響力をもつ刺戟を与えるものと言わなければならない。

○〈要旨第二〉しかしながら地方公務員法第六一条第四号が、争議行為の実行者を処罰しないで、これを共謀し、そその〈/要旨第二〉かし、煽動した者、またはこれらの行為を企てた者を処罰するのは、争議行為の原動力となり、これを誘発、指導、助成する、その共謀者、慫慂者、煽動者あるいはこれを企てた者だけを処罰することによつて、このような集団的組織的な違法行為を禁遏し得ると考えたからである。違法行為が実行に移される前の段階において、その原動力となりこれを誘発、指導、助成する行為を禁遏することによつて、未然に違法行為の実現を防遏し得るし、争議行為が実行された場合においても、その原動力となり、これを誘発、指導、助成した者を処罰すれば、その違法行為を実行した者、本件について言えば、四月二十三日の一斉休暇闘争に参加した二万四千人の教職員の一人一人を処罰する必要はないのである。

評幹部による煽動とを区別することもそれ程の意味のないこと、また、弁護人も指摘するとおりである。

また、原判決の如く、団体の構成員による煽動は、争議行為に通常随伴する方法より一段と違法性の強い方法によらなければ、煽動にならないと解するならば、団体の構成員による争議行為の共謀、慫慂、あるいはこれを企てる行為も同様に解すべき筋合となるが、争議行為の共謀、慫慂、また、これを企てる行為で、争議行為に通常随伴する方法によるものと一段とそれより違法性の強いものと、なにを基準にして判定すべきか、疑いなきを得ないのである。

畢竟原判決が争議行為に参加する一般組合員と、これを指導して争議行為を誘発した。
発表した。

畢竟原判決が争議行為に参加する一般組合員と、これを指導して争議行為を誘発、助成する原動力となる者との行動を全く同一視し、団体の構成員自らがその原動力となる場合と、第三者が原動力となる場合とを区別し、その違法性に強弱があるとし、争議行為の原動力となるその煽動等の行為に、争議行為に通常随伴する方法によるものと、一段と違法性の強いものとがあるかの如く前提して、本件被告人らの各所為を煽動行為に該当しないとしたことはすべて誤りである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 関谷六郎 判事補 小林宣雄)